

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険税賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、国民健康保険税賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

袖ヶ浦市長

## 公表日

令和6年5月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に則り、国民健康保険税の賦課徴収、収納管理、滞納整理等に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書に関する確認            ②所得・資産の申告書に関する確認            ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認            ④徴収に関する事務            ⑤口座振替処理及び還付・充当処理            ⑥督促及び催告処理・滞納処分及び地方税法に基づく実態調査等</p>
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム4. 収納消込システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格情報ファイル 2. 国保賦課状況ファイル 3. 国保所得資産管理ファイル 4. 国保賦課情報ファイル 5. 国保徴収収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <p>・第9条第1項 別表第24項、第44項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第22条及び別表
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民子育て部 保険年金課、財政部 納税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>袖ヶ浦市 市民子育て部 保険年金課 後期・賦課徴収班            袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111            袖ヶ浦市 財政部 納税課 管理班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年1月26日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109の項 ※120項(未施行) <別表第二における情報照会の根拠> 27、42、44、45の項	番号法第19条第7号及び別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 <別表第二における情報照会の根拠> 27、42、44、45の項	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 宛名管理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 口座管理システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 <別表第二における情報照会の根拠> 27、42、44、45の項	番号法第19条、第22条及び別表第二	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	-	様式改定に伴い新規追加	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	-	課長 (様式改定により修正)	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルに関する問合せ	袖ヶ浦市 市民健康部保険年金課後期・賦課徴収班/企画財政部 納税課 管理班・納税班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)3092	袖ヶ浦市 市民健康部保険年金課後期・賦課徴収班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)3092		
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民健康部	市民子育て部	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 電話番号	0438(62)2104	0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	市民健康部 0438(62)3092	市民子育て部 0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和4年11月10日	I 関連情報 3. 個人番号利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一第16項 ・別表第一第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一第16項 ・別表第一第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第24条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第19条第8号、第22条第1項及び別表第二の27の項	事前	
令和4年11月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民子育て部 保険年金課	市民子育て部 保険年金課、財政部 納税課	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	袖ヶ浦市 市民子育て部 保険年金課 後期・賦課徴収班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111	袖ヶ浦市 市民子育て部 保険年金課 後期・賦課徴収班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111 袖ヶ浦市 財政部 納税課 管理班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111	事前	
令和4年11月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和4年11月1日	事前	
令和4年11月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和4年11月1日	事前	
令和5年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 4. 収納消込システム	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一第16項 ・別表第一第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第24条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第19条第8号、第22条第1項及び別表第二の27の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第24項、第44項	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条、第22条及び別表第二	番号法第19条第8号、第22条及び別表	事前	